

ご参考資料 2019年4月3日



## ストップライン付き野村ワールドボンド・ファンド<愛称：ほっとステップ>

### 2019年4月4日以降の運用管理費用（信託報酬）について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「ストップライン付き野村ワールドボンド・ファンド」<愛称：ほっとステップ>（以下、ファンドといいます。）の2019年4月4日以降の運用管理費用（信託報酬）をお知らせいたします。

ファンドは、投資対象とするグローバル債券マザーファンドへの前月末時点の投資比率により信託報酬率が変わります。2019年3月末時点のグローバル債券マザーファンドの投資比率が86.4%となったことから、2019年4月4日以降の信託報酬率は年1.0044%（税抜年0.93%）が適用されます。

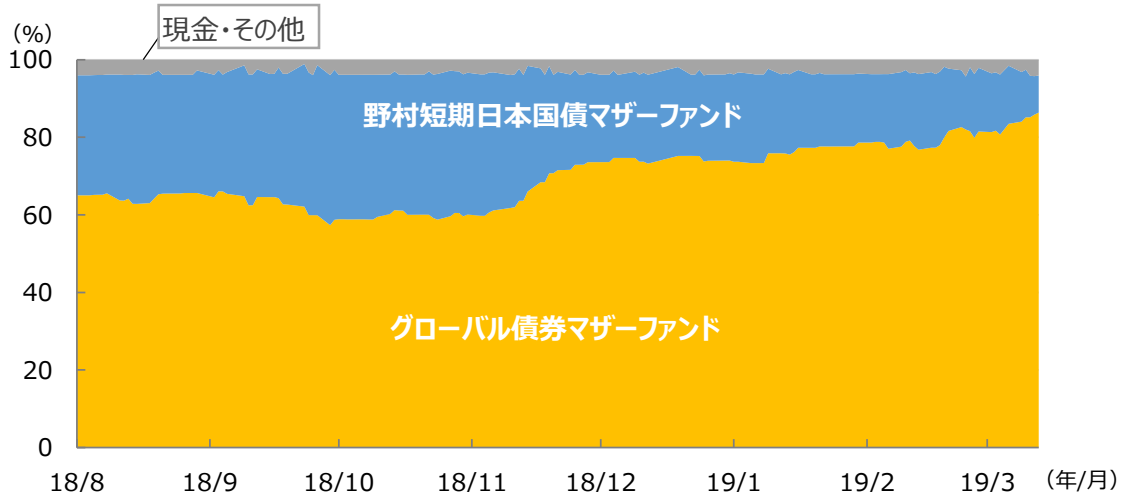
## 1. 信託報酬率について

信託報酬率は、毎月第3営業日の翌日（「信託報酬切替日」といいます。）に、信託報酬切替日の前月末時点におけるグローバル債券マザーファンドへの投資比率に応じて以下の率に切り替えます。

| グローバル債券マザーファンドへの投資比率 | 信託報酬率              |
|----------------------|--------------------|
| 30%未満                | 年0.1404%(税抜年0.13%) |
| 30%以上50%未満           | 年0.4644%(税抜年0.43%) |
| 50%以上80%未満           | 年0.7884%(税抜年0.73%) |
| 80%以上                | 年1.0044%(税抜年0.93%) |

## 2. 設定来の投資比率の推移

期間：2018年8月17日（設定日）～2019年3月29日、日次



上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

## ストップライン付き野村ワールドボンド・ファンド〈愛称：ほっとステップ〉

### 【ファンドの特色】

- 世界各国の公社債ならびに残存期間の短いわが国の国債等を実質的な主要投資対象<sup>※</sup>とします。
  - ※「実質的な主要投資対象」とは、「グローバル債券マザーファンド」、「野村短期日本国債マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
- 「グローバル債券マザーファンド」および「野村短期日本国債マザーファンド」を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図るとともに、基準価額の下値抑制を目標に運用を行ないます。
  - ◆ 各マザーファンドの組入比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
- 各マザーファンドへの投資配分比率は、ファンドの基準価額(1万口当たり。支払済みの分配金累計額は加算しません。)が予め定められた水準(「ストップライン」と呼びます。)を下回らないことを目標に、ファンドが実質的に保有する資産全体のリスク水準を考慮して決定します。
  - ◆ 各マザーファンドへの投資配分比率の決定にあたっては、ファンドの基準価額が上昇した場合には「グローバル債券マザーファンド」の組入比率を引き上げ、ファンドの基準価額が下落した場合には「グローバル債券マザーファンド」の組入比率を引き下げることが基本とします。ただし、ファンドが実質的に保有する資産全体のリスク水準の変化も投資配分比率の決定に影響するため、上記のようにならない場合もあります。
- 実質組入外貨建資産については、マザーファンドにおいて為替ヘッジ(他通貨による代替ヘッジを含みます。)を行なうことを基本とし、ファンドにおいては原則として為替ヘッジを行ないません。ただし、外貨建資産に直接投資をした場合は、原則として、ファンドで為替ヘッジを行なうことを基本とします。
- ファンドの基準価額がストップラインを下回らないことを目的とした契約<sup>※1</sup>を、委託会社と受託会社が契約提供会社<sup>※2</sup>と結ぶことで損失限定を図ります<sup>※3</sup>。
  - ※1 ファンドが投資する資産の下落などにより、契約により支払われるべき金額考慮前の基準価額がストップラインを下回ることとなった場合に、定められた規定に基づき基準価額をストップライン水準とするのに必要な金額がファンドに支払われる契約です。
  - ※2 2018年7月20日現在、クレディ・スイス・インターナショナルとする予定です。なお、契約提供会社は追加・変更となる場合があります。
  - ※3 契約提供会社の経営破たん等により契約が履行されない場合には、基準価額がストップラインを下回る可能性があります。
- ファンドの基準価額が22営業日連続してストップラインを上回る予め定められた水準(「償還検討ライン」と呼びます。)以下となった場合<sup>※</sup>、ファンドの基準価額がストップラインを下回らないことを目的とした契約を結ぶことができなくなった場合、あるいはファンドの基準価額がストップライン以下となった場合には繰上償還を行ないます。
  - ※基準価額の下落に伴い、「グローバル債券マザーファンド」への投資比率が低下すると、ファンドの期待リターンも低下するため、22営業日連続して基準価額が償還検討ライン以下で推移した場合には繰上償還を行ないます。
- 設定当初のストップラインは9,500円、償還検討ラインは9,595円とします。なお、ストップラインは各月末時点において、ファンドの基準価額からストップラインに500円を加算した額を差し引いた額が、ファンドの基準価額に8%を乗じて得た額を100円の整数倍に切り上げた額以上となった場合に引き上げることとし、引き上げ幅は500円とします。また、償還検討ラインは、ストップラインの101%とします。
- ファンドは「グローバル債券マザーファンド」、「野村短期日本国債マザーファンド」を通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。
- 原則、毎年5月15日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。分配金額は、利子・配当等収益を中心に、原則として運用の効率性および基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。
  - \* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## ストップライン付き野村ワールドボンド・ファンド&lt;愛称：ほっとステップ&gt;

## 【投資リスク】

ファンドは、債券等を実質的な投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体および損失限定を図るための契約提供会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

## 【お申込メモ】

- 信託期間 2028年5月15日まで(2018年8月17日設定)
- 決算日および収益分配 年1回の決算時(原則、5月15日。休業日の場合は翌営業日)に分配の方針に基づき分配します。
- ご購入価額 ご購入申込日の翌営業日の基準価額
- ご購入単位 1万口以上10口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位  
※ご購入単位は販売会社によって異なる場合があります。
- ご換金価額 ご換金申込日の翌営業日の基準価額
- スイッチング スwitchングのお取り扱いのある販売会社では、「野村ワールドボンド・ファンド」の換金代金をもって当ファンドへのスイッチングが可能です。スイッチングの方法等は、ご購入、ご換金の場合と同様です。
- お申込不可日 販売会社の営業日であっても、申込日当日が、「ニューヨークの銀行」の休業日に該当する場合には、原則、ご購入、ご換金、スイッチングのお申込みができません。
- 課税関係 個人の場合、原則として分配時の普通配分金ならびに換金時(スイッチングを含む)および償還時の譲渡益に対して課税されます。ただし、少額投資非課税制度などを利用した場合には課税されません。なお、税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 【当ファンドに係る費用】

(2019年4月現在)

| ◆ご購入時手数料                     | ありません。  |                        |                        |                        |                |       |       |                        |                        |                        |                        |
|------------------------------|---|------------------------|------------------------|------------------------|----------------|-------|-------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| ◆運用管理費用<br>(信託報酬)            | <p>ファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額。信託報酬率は期間に応じて下記の通りとします。</p> <p>①2018年9月6日以降(②が適用になった場合はその前日まで)</p> <p>・信託報酬率は、毎月第3営業日の翌日(「信託報酬切替日」といいます。)、に、信託報酬切替日の前月末時点におけるグローバル債券マザーファンドへの投資比率に応じて、年1.0044%(税抜年0.93%)以内の率に切り替えます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>グローバル債券マザーファンドへの投資比率</th> <th>30%未満</th> <th>30%以上<br/>50%未満</th> <th>50%以上<br/>80%未満</th> <th>80%以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信託報酬率</td> <td>年0.1404%<br/>(税抜年0.13%)</td> <td>年0.4644%<br/>(税抜年0.43%)</td> <td>年0.7884%<br/>(税抜年0.73%)</td> <td>年1.0044%<br/>(税抜年0.93%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>②ファンドの基準価額がストップライン以下となり、ファンドの繰上償還が決定した日の翌日以降</p> <p>・信託報酬率は年0.0648%(税抜年0.06%)以内の率</p> <p>*ファンドの基準価額がストップライン以下となりファンドの繰上償還が決定した日のファンドの基準価額算出に用いたコールレートが、0.12%未満の場合の信託報酬率は、当該コールレートに0.5を乗じて得た率以内の率とします。ただし、当該信託報酬率はマイナスの率とはならないこととします。</p> | グローバル債券マザーファンドへの投資比率   | 30%未満                  | 30%以上<br>50%未満         | 50%以上<br>80%未満 | 80%以上 | 信託報酬率 | 年0.1404%<br>(税抜年0.13%) | 年0.4644%<br>(税抜年0.43%) | 年0.7884%<br>(税抜年0.73%) | 年1.0044%<br>(税抜年0.93%) |
| グローバル債券マザーファンドへの投資比率         | 30%未満   | 30%以上<br>50%未満         | 50%以上<br>80%未満         | 80%以上                  |                |       |       |                        |                        |                        |                        |
| 信託報酬率                        | 年0.1404%<br>(税抜年0.13%)  | 年0.4644%<br>(税抜年0.43%) | 年0.7884%<br>(税抜年0.73%) | 年1.0044%<br>(税抜年0.93%) |                |       |       |                        |                        |                        |                        |
| ◆その他の費用・<br>手数料              | <p>◆契約の費用</p> <p>・ファンドは設定日において、ファンドの基準価額がストップラインを下回らないことを目的とした契約をクレディ・スイス・インターナショナルと締結しております。当契約の対価として、ファンドの純資産総額に対し、年0.19%<sup>*</sup>を乗じて得た額が日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間(第1計算期間を除きます)の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドからクレディ・スイス・インターナショナルへ支払われます。</p> <p>※契約の更新、契約提供会社の追加・変更等により変更となる場合があります。</p> <p>(注)運用管理費用(信託報酬)の最大値にファンドが締結する契約の費用を加えた費用は年1.1944%(税込)となります。</p> <p>・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、ファンドに関する租税等がお客様の保有期間中、その都度かかります。</p> <p>※これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>   |                        |                        |                        |                |       |       |                        |                        |                        |                        |
| ◆信託財産留保額(ご換金時、<br>スイッチングを含む) | ありません。  |                        |                        |                        |                |       |       |                        |                        |                        |                        |

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

## 【分配金に関する留意点】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。
- 投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

◆設定・運用は **野村アセットマネジメント**

商号：野村アセットマネジメント株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号  
 加入協会：一般社団法人投資信託協会/  
 一般社団法人日本投資顧問業協会/  
 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ファンドの基準価額等についてのお問い合わせ先：野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104

(受付時間)営業日の午前9時～午後5時

★インターネットホームページ★

<http://www.nomura-am.co.jp/>

★携帯サイト★

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>

**【当資料について】**

- 当資料は、ファンドに関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。
- 当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

**【お申込みに際してのご留意事項】**

- ファンドは、元金が保証されているものではありません。
- ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本は保証されていません。
- 投資信託は預金保険の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度が適用されません。
- お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

# ストップライン付き野村ワールドボンド・ファンド

## 愛称:ほっとステップ

### お申込みは

| 金融商品取引業者等の名称 |          | 登録番号            | 加入協会    |                         |                         |                            |
|--------------|----------|-----------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
|              |          |                 | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品<br>取引業協会 |
| 株式会社新生銀行     | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号  | ○       |                         | ○                       |                            |
| 野村證券株式会社     | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第142号 | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。

※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。